

2020年度 早稲田大学大学院法務研究科

学部3年次生特別入試枠

「人材発掘」入試 法学既修者認定試験

刑 事 訴 訟 法

(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

本問は、いわゆる「おとり捜査」の適法性について問うものである。

おとり捜査とは、「捜査機関又はその依頼を受けた捜査協力者が、その身分や意図を相手方に秘して犯罪を実行するように働き掛け、相手方がこれに応じて犯罪の実行に出たところで現行犯逮捕等により検挙するもの」をいうが、これについて、刑事訴訟法に明文の規定はない。そこで、任意捜査と強制捜査との区別の基準を踏まえて、任意捜査と位置付けることが可能であるのか、それが可能であるとして、どのような場合に任意捜査として適法といえるのかが検討されなければならない（なお、判例は、「少なくとも、直接の被害者がいない薬物犯罪等の捜査において、通常の捜査方法のみでは当該犯罪の摘発が困難である場合に、機会があれば犯罪を行う意思があると疑われる者を対象におとり捜査を行うことは、刑訴法 197 条 1 項に基づく任意捜査として許容されるものと解すべきである」とする。最一小決平成 16 年 7 月 12 日刑集 58 巻 5 号 333 頁）。

本問で問われているのは、学部の刑事訴訟法の授業では必ず取り上げられ、教科書でも必ず触れられている基礎的事項である。したがって、入試のために特別な勉強をする必要は全くない。講義を聴き、教科書を丁寧に読んでいれば、解答を導くことができる問題である。

以 上